



発行 東京都

目次

69

規則

- 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…
- 東京都育英資金条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局私学部私学振興課）…
- 東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局医療政策部医療安全課）…
- 東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）…

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の十三中「によつて」を「により」に改める。

第二十八条の十三第一項第一号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第四十七条の三から第四十七条の六までを次のように改める。

第四十七条の三から第四十七条の六まで 削除

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条の十三の改正規定 公布の日

二 第二十八条の十三第二項第一号の改正規定 古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）の施行の日

（平成三十年法律第二十一号）の施行の日

（東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十八年東京都規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の六第四号の改正規定を削る。

東京都育英資金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五百号

東京都育英資金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都育英資金条例施行規則（平成十七年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「財団法人東京都私学財団（昭和五十六年六月一日に財団法人東京都私立学校教育振興会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人東京都私学財団」に改める。

第四条第一項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する

規則を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六号

東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第四条を削る。

第五条中「第五条第二号」を「第四条第二号」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「第六条」を「第五条」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「第七条」を「第六条」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「第八条」を「第七条」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「第七条」を「第六条」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第六条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第九条とする。

附則第二条中「第十条」を「第九条」に、「第六条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に改める。

附則第三条第一項中「第六条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第六条第一項第三号」を「第五条第一項第三号」に改める。

附則第四条中「第六条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に改める。

附則第五条中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改める。

附則第六条中「第八条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「印鑑証明書」の下に「連帯借主（条例第九条第二項に規定する連帯借主をいう。）又は」を、「当該」の下に「連帯借主又は」を加える。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条の二関係）

| 修 学 資 金 | 区 分 | | 貸付けの限度額 | |
|--|--------------|--------------|---------|----|
| | 第一学年から第三学年まで | 第四学年及び第五学年 | 月額 | 月額 |
| 一 国、地方公共団体又は国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等学校 | 自宅通学 | 自宅通学 | 二七、〇〇〇円 | |
| | 自宅外通学 | 自宅外通学 | 三四、五〇〇円 | |
| 二 私立の高等学校 | 自宅通学 | 自宅通学 | 四五、〇〇〇円 | |
| | 自宅外通学 | 自宅外通学 | 五二、五〇〇円 | |
| 三 国、地方公共団体、独立行政法人国立高等学校、機構又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等学校 | 第一学年から第三学年まで | 第一学年から第三学年まで | 三一、五〇〇円 | |
| | 第四学年及び第五学年 | 第四学年及び第五学年 | 三七、七五〇円 | |
| 四 私立の高等専門学校 | 自宅通学 | 自宅通学 | 六七、五〇〇円 | |
| | 自宅外通学 | 自宅外通学 | 七六、五〇〇円 | |
| 第四学年 | 自宅通学 | 自宅通学 | 四八、〇〇〇円 | |
| | 自宅外通学 | 自宅外通学 | 五二、五〇〇円 | |
| 第一学年から第三学年まで | 第一学年から第三学年まで | 七九、五〇〇円 | | |

| 資 金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|-------|--------------|-----------------|-----------------------------------|------------|-----------------|------------|----------------------------------|------------|------------|-------------------------------------|------------|----------------------------------|------------|------------|------------|------------------------------------|------------|------------|------------|-------|------|-------|------|-------|------|
| 中 学 校 | 小 学 校 | 十四 専修学校の一般課程 | 十三 私立の専修学校の専門課程 | 十二 国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の専門課程 | | 十一 私立の専修学校の高等課程 | | 十 国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程 | | 九 大学院 | 八 私立の大学 | | 七 国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学 | | 六 私立の短期大学 | | 五 国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する短期大学 | | 及び第五学年 | | | | | | | |
| | | | | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 |
| | | 月額 四八、〇〇〇円 | 月額 九〇、〇〇〇円 | 月額 七九、五〇〇円 | 月額 七六、五〇〇円 | 月額 六七、五〇〇円 | 月額 五二、五〇〇円 | 月額 四五、〇〇〇円 | 月額 三四、五〇〇円 | 月額 二七、〇〇〇円 | 月額 一三二、〇〇〇円 (博士課程にあつては、一八三、〇〇〇円) | 月額 九六、〇〇〇円 | 月額 八一、〇〇〇円 | 月額 七六、五〇〇円 | 月額 六七、五〇〇円 | 月額 九〇、〇〇〇円 | 月額 七九、五〇〇円 | 月額 七六、五〇〇円 | 月額 七六、五〇〇円 | 月額 九〇、〇〇〇円 | | | | | | |
| 専修学校の高等課程又は 私立の高等学校又は 一六〇、〇〇〇円 | | 月額 四七、四〇〇円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 就 学 支 度 | |
|---|---|
| <p>高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校又は各種学校</p> | <p>へ入学する場合には、 四二〇、〇〇〇円 国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学、大学院若しくは短期大学、国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人が設置する高等専門学校又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する専修学校の専門課程へ入学する場合には、 三八〇、〇〇〇円 私立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程へ入学する場合には、 五九〇、〇〇〇円</p> |

別記第一号様式(裏中)「実 施 期 間」を「実 施 機 関」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則別表の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001